

# 規約・規程



上越市立有田小学校P T A

# 上越市立有田小学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、有田小学校PTAと称し、事務局を有田小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員が協力して児童の健全育成を図ること、及び会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校との連携を図る活動
- (2) 児童を取り巻く環境改善に係る活動
- (3) 会員相互の親睦と教養を高める活動
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 有田小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
- (2) 有田小学校に勤務する教職員

## 第2章 機関

(機関)

第5条 本会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 総務部会
- (4) 専門部会 (①教養文化部 ②環境厚生部 ③保健体育部 ④地域部)
- (5) 学年PTA
- (6) 会計監査会
- (7) 事務局

(総会)

- 第6条
- 1 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、会長がこれを招集し、年2回開催(4月・3月)する。
  - 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
  - 3 総会においては、その都度議長を選出する。

(総会の議決)

- 第7条
- 1 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の議決によるものとする。
  - 2 本規約第18条に定める役員は、議決に加わることはできない。

(総会の付議事項)

第8条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、幹事、会計監査委員の承認
- (2) 専門部、各学年部の部長、副部長、事務局の報告
- (3) 本規約第11条に定める運営委員会の報告
- (4) 実績報告及び決算に関すること
- (5) 会計監査の報告
- (6) 規約の改正並びに改廃
- (7) その他重要事項に関すること

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の本規約第10条に定める役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき、または、構成員の4分の1以上の要求があったとき会長がこれを招集する。

(運営委員会の構成)

第10条 運営委員会は次の役員から構成する。

- (1) 総務部員 8～14名 (会長1名、副会長2～3名、幹事5～10名)
- (2) 学年部長 各学年1名 (保護者1名)
- (3) 学年副部長 各学年2名 (保護者1名、学年主任1名)
- (4) 各専門部長 各部1名 (保護者1名)
- (5) 各専門副部長 各部2名 (保護者1名、教職員1名)
- (6) 事務局

(運営委員会の付議事項)

第11条 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正並びに改廃の審議
- (2) 会の活動計画及び予算の審議
- (3) 会の活動報告及び決算の報告
- (4) 総会に提出する事項の審議
- (5) 各部の連絡・調整
- (6) その他必要な事項の審議

(総務部会)

第12条 総務部会は、会長、副会長、及び幹事をもって構成し、必要に応じ、会長が招集し次の業務を行う。

- (1) 本会の総括及び庶務に関すること
- (2) 総会及び運営委員会に提出する事項の原案の作成と協議
- (3) 本会の活動計画及び予算案の作成
- (4) その他必要な事項の審議

(各専門部会)

- 第13条
- 1 本規約第3条に定める活動を推進するため、本会には教養文化部、環境厚生部、保健体育部、地域部を置き、各専門部部員をもって構成する。
  - 2 部長は各部を統括し、副部長と協力して運営にあたり、活動計画の立案実施等の業務を行う。
  - 3 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。
  - 4 各専門部の業務は次の本規約第14条に示す。

(専門部の業務)

第14条 各専門部の業務は次のとおりとする。

- 1 教養文化部
  - (1) 会員及び児童の教養を高めるための事業に関すること
  - (2) 学校教育活動への援助並びに協力に関すること
  - (3) 文化行事の開催、広報誌の発行、PTA行事の広報活動に関すること
  - (4) 市P連の研究大会への参加
  - (5) PTA全体行事の分担
  - (6) その他運営委員会における決定事項
- 2 環境厚生部
  - (1) 学校教育環境の整備及び改善に関すること
  - (2) 学校施設の衛生保持に関すること
  - (3) 学校施設及び備品の充実にに関すること
  - (4) PTA全体行事の分担
  - (5) その他運営委員会における決定事項

### 3 保健体育部

- (1) 会員及び児童の保健衛生及び健康増進に関すること
- (2) 学校保健委員会に関すること
- (3) 市P連球技大会のサポート
- (4) P T A全体行事の分担
- (5) その他運営委員会における決定事項

### 4 地域部

- (1) 地域における児童の健全育成及び指導に関すること
- (2) 通学路の安全確保に関すること
- (3) 各地区との連絡調整に関すること
- (4) P T A全体行事の分担
- (5) その他運営委員会における決定事項

#### (学年P T A)

- 第15条 1 学年P T Aは、当該学年の会員をもって構成し、学年部長及び副部長が協力して運営にあたり、庶務会計等を行う。
- 2 学年P T A全体会は、学年部長が必要に応じ招集し、次の業務を行う。
- (1) 当該学年P T Aに関する活動並びに報告
  - (2) 学年部長、副部長の選出
- 3 学年P T Aは、学年部長、副部長、部員をもって構成し、学年部長が招集し、次の業務を行う。
- (1) 学年P T A全体会の運営に関すること
  - (2) 運営委員会に提出する事項の決定

#### (会計監査会)

- 第16条 会計監査会は会計監査員2名をもって構成し、定期的に本会の会計を監査し、その年の会計を監査し総会に報告する。

## 第3章 役員

#### (役員及び顧問)

- 第17条 本会には次の役員を置き、その任期は総務部会は2年とし、その他は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- |            |       |                  |
|------------|-------|------------------|
| (1) 会長     | 1名    | (保護者1名)          |
| (2) 副会長    | 2～3名  | (保護者2～3名)        |
| (3) 幹事     | 5～10名 | (保護者5～10名)       |
| (4) 学年部長   | 各学年1名 | (保護者1名)          |
| (5) 学年副部長  | 各学年2名 | (保護者1名、学年主任)     |
| (6) 各専門部長  | 各部1名  | (保護者1名)          |
| (7) 各専門副部長 | 各部2名  | (保護者1名、教職員1名)    |
| (8) 会計監査員  | 2名    | (保護者2名)          |
| (9) 事務局幹事  | 2名    | (教職員2名、内1名は会計幹事) |
| (10) 顧問    | 1名    | (学校長)            |

(役員の仕事)

第18条 役員はそれぞれ次の仕事を行う。

- 1 会長
  - (1) 本会を代表し、会務の統括をする
  - (2) 総会及び運営委員会を招集する
  - (3) その他必要な事項
- 2 副会長  
会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事
  - (1) 会長の指示により、会務を執行するとともに、一切の庶務・事務を事務局と協力し行う
  - (2) 会長の指示により、各部を担当し、活動が円滑に行われるよう協力すると共に、各機関との連絡・調整にあたる
- 4 事務局幹事(会計幹事)
  - (1) 予算に基づいて、一切の会計事務を行う
  - (2) 会計監査員の監査を経た会計を総会において決算報告する
- 5 各専門部、各学年部の部長・副部長
  - (1) 各部の部長は、部の活動を統括すると共に運営委員会との連絡・調整にあたる
  - (2) 各部の副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する
- 6 顧問  
顧問は、学校長が就くものとし、会の運営等について助言を行う。

(部員)

第19条 本会には、本規約第18条に示す部長、副部長の他、次の部員を置く。

- (1) 教養文化部 各学年で選出しその数は学級数と同一とする(保護者)
- (2) 環境厚生部 各学年で選出しその数は学級数と同一とする(保護者)
- (3) 保健体育部 各学年で選出しその数は学級数と同一とする(保護者)
- (4) 地域部 各地区1名程度とする
- (5) 学年部 各学年で選出しその数は、学級数×2名(保護者)

(部員の仕事)

- 第20条
- 1 総務部部員は、会長を助けPTA全体の運営に協力する。
  - 2 学年委員は、学年PTA及び当該学級PTA活動の運営にあたる。
  - 3 専門部部員は、当該専門部活動にあたる。

(役員及び部員の任期)

- 第21条
- 1 役員及び部員の任期は、その任期は総務部会は2年とし、その他は1年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 2 役員は引き続き他の役員に選任されることができる。
  - 3 役員及び部員は後任者決定までその職務を行う。
  - 4 役員及び部員に事故あるときは、その代理を認め、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び部員の選出)

第22条 役員及び部員の選出は、別に定める役員選出規程による。

## 第4章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、寄付金、及び活動の収益金をもってあてる。

(会費)

- 第24条
- 1 本会の会員は、年額3,900円を会費として納めるものとする
  - 2 会費の改定については、運営委員会での審議のうえ、総会において承認するものとする

(経理)

第25条 本会の会計は、会費による一般会計と寄付金及びその他の収入による特別会計を設けて経理する。

(決算報告)

第26条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 改廃等

(改廃)

第28条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

(規定)

第29条 本会の運営に必要な規定は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

附則 本規約は、令和3年4月1日より実施する。

## 慶弔規程

第1条 会員及び児童が死亡したときは、次のように香典を贈り、弔意を表す。

香典料 壱万円

第2条 この規程以外については、総務部会で協議のうえ決定し、運営委員会に報告する。

附則 本規程は、平成30年4月1日より実施する。

## 旅費規程

上越市立有田小学校を起点とし、次のようにする。

30km未満 500円

30km以上県内 2,000円

県外 必要に応じて総務部会で協議し、運営委員会に報告する。

附則 本規程は、令和30年4月1日より実施する。

# 上越市立有田小学校 P T A 役員及び部員選出規程

## 1 本規程の目的

本規程は、P T A 役員及び部員の選出を円滑に行うことを目的とする。

## 2 役員を選出

### (1) 総務部員の選出

- ① 総務部員は13名を基本とし、総務部会で次年度の人数を決定する。
- ② 選出は各学年から1名とし、立候補者がいる時や不足する時は総務部会で選出する学年を決める。
- ③ 選出方法は、1. 立候補、2. 推薦・受諾、3. くじ引きの順で決定する。
  - a くじ引きの引く順番は、P T A 役員回数の少ない人から順番に引く。  
(P T A 役員は60%以上活動に参加した者を経験回数にカウントする)  
(P T A 役員の経験は有田小学校の経験のみ有効とする)
  - b 総務部員の任期は2年なので1年目は選出児童の経験とし、2年目は選択できるものとし、入学年度が確定している子どもまで選択できる。
  - c 総務部員を経験した世帯は、くじ引きを辞退することができる。  
(総務部員の経験は有田小学校の経験のみ有効とする)

### (2) 会長の選出

- ① 会長は1名とし、本年度の総務部会の中から候補者を選出する。
- ② 前項の選出方法によれない場合は、総務部会でこれを協議し選出方法を決定することができる。
- ③ 3月の定期総会に候補者を推薦し、出席者の承認を得て翌年度の会長を決定する。

### (3) 副会長の選出

- ① 副会長は2～3名とし、総務部会(候補者を含む)の中から候補者を選出する。
- ② 前項の選出方法によれない場合は、総務部会でこれを協議し選出方法を決定することができる。
- ③ 3月の定期総会に候補者を推薦し、出席者の承認を得て翌年度の副会長を決定する。

### (4) 幹事の選出

- ① 幹事は、会長、副会長を除く総務部員とする。
- ② 3月の定期総会にて候補者を推薦し、出席者の承認を得て翌年度の幹事を決定する。

## (5) 会計監査員の選出

- ① 会計監査員は2名とする。
- ② 選出方法は、1. 立候補、2. 推薦・受諾、3. くじ引きの順で決定する。
- ③ 3月の定期総会にて候補者を推薦し、出席者の承認を得て翌年度の会計監査員を決定する。

## (6) 事務局幹事の選出

事務局幹事は、学校長が候補者を推薦し、4月の定期総会で報告する。

## 3 学年部員及び専門部員の選出

### (1) 学年部員、部長及び副部長の選出

- ① 学年部員（保護者）は、各学年PTAで選出し、その数については本規約に定める数とする。
- ② 学年部長は1名（保護者）とし、部員の互選により選出し、4月の定期総会に報告する。
- ③ 学年副部長は2名とし、そのうち1名（保護者）は、部員の互選により選出し、1名は学年主任がこの任にあたるものとし、4月の定期総会に報告する。

### (2) 専門部員、部長及び副部長の選出

- ① 専門部員（保護者）は、各学年PTAで選出し、その数については本規約に定める数とする。
- ② 専門部長は1名（保護者）とし、部員の互選により選出し、4月の定期総会に報告する。
- ③ 専門副部長は2名とし、1名（保護者）は部員の互選により選出し、1名は学校長が指名する学校職員がこの任にあたるものとし、4月の定期総会に報告する。

### (3) 地域部員、部長及び副部長の選出

- ① 地域部員（保護者）は、各地区より1名程度選出する。
- ② 地域部長は1名（保護者）とし、部員の互選により選出し、4月の定期総会に報告する。
- ③ 地域部副部長は2名とし、1名（保護者）は部員の互選により選出し、1名は学校長が指名する学校職員がこの任にあたるものとし、4月の定期総会に報告する。
- ④ 地域部員の登録児童は上の子どもの役員経験を満たしていれば下の子供で登録できる。

## 【地域部以外の学年部・専門部】

## 4 選出方法について

- (1) 学年部員、専門部員はアンケートで希望者を募る。
- (2) 選出にあたっては、5年生・6年生の保護者で速やかに学年部員及び専門部員を選出する。次にその結果を下の学年に伝えることとする。
- (3) 選出にあたっては以下の場合に該当する場合、上の学年の役員を優先する。
  - ① 有田小学校に複数の子どもがいる場合。
  - ② 新1年生から新4年生の役員を希望する場合、この場合でも新5年生・新6年生の役員選出のための会に出席し、選出されなかった場合、下の学年で選出できるものとする。

## 5 その他

上記に定めのない役員及び選出方法は、運営委員会で協議し決定するものとする。

附則 本規程は、令和3年4月1日より実施する。